別添３

大分県LPガス価格激変緩和対策

事業費補助金

Q＆A

令和５年８月３日

大分県LPガス協会

【本事業の趣旨について】

Ｑ.１　本事業の目的や趣旨は

A　本補助金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者の支援が目的となっています。

Ｑ.２　本事業に必ず参加しなければならないのか

A　参加は、原則任意ではありますが、県内のLPガス利用者の負担軽減を図る趣旨であることにより、販売事業者としての責務と考えますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

Ｑ.３　支援金の金額（消費税を除く。）はいくらなのか

A　一般消費者等１契約（書面交付を交付済みの方）につき上限３，０００円（消費税を除く。）の値引きによる支援。

【対象となる販売事業者について】

Ｑ.４　県内に本店・支店が複数ある場合は

A　販売事業者単位となります。

Ｑ.５　県外の販売事業者が大分県内に顧客を有する場合、本事業の対象事業者か

Ａ　県内の家庭業務用の消費者、１契約（書面交付を交付済みの方）につき対象となりますので、県外の販売事業者であっても対象事業者となります。

Ｑ.６　コミュニティーガス（旧簡易ガス）は対象か

Ａ　対象となります。

|  |
| --- |
| Ｑ.７　コミュニティーガス（旧簡易ガス）の事業者が本事業に参加する場合、ガス事業法の手続きは |

A　　経過措置団地へ供給の事業者は、特別供給条件許可申請が必要となりますので、詳細は九州経済産業局電力ガス事業課にお問い合わせください。

また、自由化契約団地へ供給の事業者は、お客様向けの書面交付（ガス事業法第14条・15条）が必要となります。

【値引きの対象消費者について】

Ｑ.８　どのような消費者が対象か

A　県内すべての家庭業務用のLPガス一般消費者等（書面交付を交付済みの方）が対象となります。

ただし、質量販売による消費者、工業用等の高圧ガス保安法上の消費者並びに、国及び地方公共団体は対象外となります。

Ｑ.９　大分県在住の消費者と考えてよいか。戸籍が県外でも支給できるのか

A　大分県在住の契約者（書面交付を交付済みの方）が対象となります。戸籍は関係ありません。

|  |
| --- |
| Ｑ.１０　協会に、お客様から値引きがないという問い合わせがあり、立ち入り検査  　　　　の結果値引きの証拠が確認できなかった場合 |

A　当該補助金の全部または一部を返還いただくこととなります。

Q．１１　公共施設は対象外とあるが、役所が民間委託している施設などは対象か。

Ａ　LPガス料金の支払いが、施設の利用者（テナント等）及び自治会所有の公民館（書面交付を交付済みの場合）は対象となります。

ただし、地方公共団体所有の施設で管理者が民間事業者（指定管理者等）である公共施設は対象外となります。

なお、判断が難しい場合は協会にご確認ください。

Ｑ．１２　二世帯住宅はそれぞれ対象か

Ａ　１契約（書面交付を交付済み）のみの場合は、１契約分のみが対象となります。

世帯毎に契約（書面交付を交付済み）し、基本料金＋従量料金がそれぞれに発生している場合は、それぞれに対象となります。

Ｑ．１３　会社住宅で会社がすべてのメーターを契約している場合はどのようになるのか

Ａ　原則、値引きは会社（書面交付を交付済み）への請求分のみが対象となります。

ただし、個別に契約（書面交付を交付済み）している場合は、メーター毎に値引き対象です。

【値引きができない対象消費者について】

Ｑ．１４　基本料金は発生するが、利用実績が無い（0㎥）消費者は対象か

A　１０月のガスメーター検針のお客様が対象です。

ＬＰガス料金とは、基本料金＋従量料金ですので、対象となります。

|  |
| --- |
| Ｑ.１５　別荘など使用が不定期な消費者・料金滞納者・半年払いなど毎月の支払がない消費者も対象か |

Ａ　１０月のガスメーター検針があれば、対象となります。

【転入居の消費者の対応について】

Ｑ．１６　消費者が１０月検針前に退去した場合対象となるのか

Ａ　１０月のＬＰガスメーター検針が対象となります。

Q．１７　１０月に入居した消費者も補助の対象となるのか

Ａ　１０月のＬＰガスメーター検針が対象となります。

【値引き手続き関係について】

Ｑ．１８　値引き期間はいつまで可能か

Ａ　１０月のガスメーター検針で売り上げが上がる場合が対象です。

１０月検針で基本料金と従量料金が上限３,０００円に満たない場合は、

　１１月検針で不足分を支援助成されます。それでも上限３,０００円に満たない場合は、

　１２月検針で不足分を支援助成されますが、１月までの延長はありません。

※１０月の検針とは、１０月１日～１０月３１日までに行った検針をいいます。

※１１月の検針とは、１１月１日～１１月３０日までに行った検針をいいます。

※１２月の検針とは、１２月１日～１２月３１日までに行った検針をいいます。

Ｑ．１９　１回でまとめて３，０００円（消費税を除く。）の値引きは可能か

Ａ　１０月のガスメーター検針で、ＬＰガス料金が３，０００円（消費税を除く。）を超えていれば、必ず１回で値引きしてください。

なお、１０月のガスメーター検針が、上限に満たない場合は、請求金額の全額を値引きしてください。残額は翌月に値引きをしてください。

さらに上限に満たない場合は１２月で精算してください。

それ以降は対象外となります。

Ｑ．２０　消費者への値引き周知は、検針伝票又は請求書への明記でよいのか

Ａ　「ＬＰガス価格激変緩和対策支援事業費補助金として令和５年１０月検針のＬＰガス料金を上限３,０００円（消費税を除く）支援助成されています。」等を検針票や請求書に明示するか、チラシを準備していますので、そのチラシで明記に代えることができます。

Ｑ．２１　システムの都合等により検針票や請求書への明示記載が困難な場合の対応は

Ａ　チラシの添付等より対応ください。

ただし、検針票等で値引きされている事が一般消費者等に分かるようにしてください。

|  |
| --- |
| Ｑ. ２２　書面交付の確認はいつ行うのか |

A　実績報告後５年間保存が義務付けられていますので、後日の立入調査を行った際などに確認をする場合があります。

万が一書面交付をしていない、若しくは令和５年１１月以降の契約の消費者が判明した場合は、補助金の返納等について、大分県の判断を仰ぎます。最悪の場合は、その消費者だけでなく、全額補助金の返納を求める場合があります。

Ｑ．２３　当該事業の実績報告はいつまでに行わなければならないのか

Ａ　最後の検針終了後３０日以内に報告をお願いします。

Ｑ．２４　補助金の入金はいつ頃になるのか

A　協会へ概算請求書並びに精算払請求書が届いてから1ヶ月～2ヶ月程度の見込みです。

|  |
| --- |
| Ｑ. ２５　値引き分を立て替えることにより、資金繰りの問題があることから、補助金の前払いは可能か |

Ａ　資金繰りが難しい場合は、概算払い請求での支払いも可能とします。

Ｑ．２６　値引き方法は、消費税率を乗じる前か後のどちらの金額で処理するのか

A　消費税率を乗じる前か後かは、事業者で判断してください。

Ｑ．２７　申請書類の提出方法は

Ａ　持参又は郵送又はメールにてご提出をお願いします。

不明な点は、大分県ＬＰガス協会へご確認お願いします。

問合せ先及びメールは以下よりお願いします。

名称　大分県ＬＰガス協会

電話　097-558—5483

E-mail　[hojokin@oitalpg.or.jp](mailto:hojokin@oitalpg.or.jp)

【その他の疑義について】

Ｑ．２８　振込手数料も補助金の対象か

A　ＬＰガス料金からの値引きであることから、振込手続き等の業務が発生することはないため、対象外です。

Ｑ．２９　交付申請時と精算払請求時において、消費者戸数が増減するが問題ないか

A　消費者の入退去がありますので、問題ありません。

|  |
| --- |
| Ｑ. ３０　概算払い請求で申請した金額より支払い実績が少なくなった場合はどうしたらよいか |

A　概算払い金額と実績報告請求書との差額分で剰余分は返金頂く必要があります。

不足分があった場合、実績内容を確認後、残りの支援金額をお振込みします。